

令和5年度第2回地域安全まちづくり審議会 議事録概要

1 日 時 令和6年2月5日(月) 10:00~11:25

2 場 所 兵庫県学校厚生会館3階大会議室

3 出席者

委 員：道谷会長、縣委員、大岡委員、興津委員、梶木委員、佐々木委員、
田中委員、野田委員、馬場委員、森委員、山脇委員、米田委員

事務局：井ノ本県民生活部長、中井県民生活部次長、宮崎くらし安全課長 等

4 内 容

(1) 犯罪被害者等支援計画(案)について

事務局から、犯罪被害者等支援計画(案)の概要を説明

(委員)

県では条例を制定し、様々な施策を行っていくこととしている。本来は国で支援等を統一的行うべきだが、現状は、地方公共団体が事情に応じて取り組んでいる。

国は令和6年5月頃に犯罪被害者等施策の拡充案がまとめられる予定である。県の経済的支援も国の施策を踏まえた調整が必要になるかもしれないが、被害者が少しでも早く給付を受けられる形を整えることが重要である。

(委員)

兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口について、性被害等の被害届を出していないような場合に相談しやすいのではないかと。本人から匿名で相談があっても、被害者の尊厳を尊重して個別に対応すべきである。総合相談窓口の広報啓発活動を積極的に行ってほしい。

(事務局)

本県で開設している総合相談窓口と性被害ケアセンター「よりそい」においては、匿名の相談に対応している。

「よりそい」は、警察に被害届を出す前の性被害者が、医療機関や弁護士相談に行く際の支援等を受けることができる。

総合相談窓口は、どのような方でもワンストップで相談対応するようにしているが、相談件数が少ないため、市町へのチラシ送付等により周知を図っていく。

(委員)

計画の実施にあたり、どのような財政措置がなされているのか。支援にあたっての所得制限等はあるのか。経済的支援や転居支援は早期に支払うことが必要である。

DV被害で夫から離れていても、スマホの契約は夫となっているため妻のスマホ使用が制限されるといった現代社会特有の課題に対して、どのような配慮をしているのか。

(事務局)

見舞金制度は予算要求中で、各市町の見舞金に加えて県の見舞金を出す予定である。用途は制限せず、犯罪被害にあったことを確認できれば、所得制限を設けずに早急に支払うことを想定している。

総合相談窓口は、まずは電話で受け付けることとしており、電話をいただければ丁寧に対応する。

(委員)

企業では新人が電話対応をストレスに感じることもあり、電話が一般的なコミュニケーション方法ではなくなっている。SNS やメールにも対応できるようにしないと、若年者には使い勝手が悪いのではないかと。

(事務局)

総合相談窓口の電話対応者は、犯罪被害相談員として経験を積み、専門的な経験と知識を持つ者として認定を受けており、電話をいただければ然るべき対応はできる。性被害は団体へ委託してメール対応しているが、総合相談窓口は電話対応のみとなるため、メール等の活用も検討していきたい。

(事務局)

まずは電話してもらおうことになるが、SNS やメールにより文字で伝える方がハードルが低いことは認識している。その一方、即時性が求められ、SNS を送ったもののすぐ返ってこない時に重大な事象が起こる懸念もあり、24 時間対応可能という担保をとった上で SNS 等の導入を進めていきたい。

(委員)

一定以上の年代の方はすぐに電話したい思いがあるが、若年者は対面での会話や電話を積極的には行わない傾向がある。総合相談窓口は有効だと思うが、世代による使い分けも今後必要になると思うので、その辺りの対策も検討してほしい。

(委員)

性被害へのメール相談は、性暴力被害者支援センター・ひょうごに委託している。性被害者はなかなか警察に相談せず、警察庁の調査では約 8 割が警察に認知されていないとされており、どのように対応していくかが県においても課題となる。メール相談で全て解決するのは難しく、バーチャルからリアルにつないで、対人関係の中で支援を継続することを県としても推進してほしい。

(委員)

入口は SNS でも最後は人と人との直接のやり取りになる。支援につながる第一歩として複数の方法を設けるとよいのではないか。

(委員)

自分が被害を受けている自覚のないケースは、日常生活で多いとみられる。各地の学校等で自覚がない被害に対する支援につながるような広報を積極的に行ってほしい。

(事務局)

広報啓発が重要だと考えている。総合相談窓口は令和 5 年 10 月に開設し、当初は多くの相談をいただいていたがその後減少していることから、今後も広報啓発に取り組んでいく。

「よりそい」では被害が潜在化しないように、児童・生徒向けの出前授業や教職員向けの講義等を行い、性被害に対する正しい知識の啓発を図っている。

(委員)

被災者支援において、窓口の案内のみだと途中で脱落して窓口までたどり着けない方が多いと聞いている。窓口に行った後に各支援窓口に行くことも、いろいろな問題を抱えている人にとっては難しい。災害ケースマネジメントとして、一人ひとりに寄り添って窓口まで一緒に行くのが効果的であるとされている。

総合相談窓口に来られた方には特定の相談員が付いて、ケースマネジメント的にケアされていくのか。

(事務局)

ケースマネジメント的に対応しようと考えており、相談内容を踏まえて支援調整会議を開催する。関係機関が集まり支援方を調整した上で、一つの支援パッケージとして提示して、いろいろな所に行かなくてもよい対応をしたい。弁護士相談や医療機関等に行く場合、相談員の同行支援も活用できる。多方面からの支援が必要な場合、ケースマネジメント的な発想で相談者に円滑に対応していきたい。

(委員)

被害者の精神的被害の回復にあたり、公認心理師も活用するとよいのではないか。

(事務局)

相談者へカウンセリングを行う仕組みはあるが、支援調整会議の開催にあたり、心理師等の関係機関も含めて参加を依頼する可能性はある。

(委員)

日本公認心理師協会という組織もあり、必要に応じて話をつなぐことは可能である。

(委員)

子ども同士の遊びの中で性被害が起こったような場合も、総合相談窓口の相談対象となるのか。

大学におけるデートDVの出前講座について、デートDVの実情も変化しているが、講座は従前から同じような内容である。

施策の実施状況が検証される仕組みはあるのか。

(委員)

マニュアルが従前のままであるため、人権擁護委員としてそのような意見があったことは共有していきたい。

(事務局)

総合相談窓口は、子どもの事案も含めて対応している。

計画策定後、取組状況を検証するための専門家等会議を設置する予定としており、デートDV講座も含めて検討していきたい。

(委員)

学校の場合、同じコミュニティで性被害と性加害が発生し、同時に対応する必要があり、ケースマネジメントの視点等で、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの力も借りながら総合的な対応を行う必要がある。

性被害及び性加害について、国の「生命の安全教育」を活用するとよいのではないか。

(委員)

小学校においても、放課後遊び、公園、友人の家、SNSなど様々な場面で性犯罪事案が起こっている。何か起これば、教育委員会等の関係機関とも連携しながら対応しており、いろいろなパターンを考えて細やかに対応することはありがたい。

(委員)

学校の先生等に対して、このような活動に取り組んでいるという啓発も行うことが重要である。

(委員)

個人情報の適切な取扱いについて、被害者のプライバシーに関わる個人情報が秘匿、保護されることは、安心して相談してもらう前提となり、個人情報保護法等の関係法

令を遵守する必要がある。関係機関が連携して迅速かつ適切に支援を行うには、関係機関で情報共有することが必要となる一方、個人情報の目的外使用は制約があり、必要な限度を超えないよう配慮する必要がある。

見舞金の支給にあたり、犯罪被害があった事実をどのように認定するのか。認定しなかった場合の相手方からの不服申立ての手續をどのように考えているのか。

(事務局)

支援調整会議における個人情報の取扱いについては、県警やひょうご被害者支援センターと調整を進めている。支援に必要な範囲で、関係機関で情報共有することについて、相手方から事前に同意を得ることを想定している。

犯罪被害の認定については、まずは警察に事実を確認する必要がある。不服申立ての手續については、今後の運用の中で検討したい。

(委員)

個人情報の取扱いは、被害者支援において重要である。被害者の同意を得る形をとっていくと、どうしても支援を要しているのに支援が入らない被害者が出てくる。他自治体では警察と行政の身分を併任することで、スムーズな情報共有を図っている。兵庫県でも潜在的な被害者へのアプローチが難しい場合に、このような方法を検討してもよいのではないか。

(委員)

個人情報収集の際に使用目的が特定されその目的の範囲内であれば、基本的には利用できるものとなる。被害者支援においても同様で、既に取り組まれている自治体では法的な検討を十分にした上で実施しているのではないか。

(委員)

他の自治体の事例及び守秘義務も考慮しながら検討してほしい。

(委員)

被害者が被害を受けている自覚がないケースがある一方、加害者も認知症等で犯罪をしている自覚がなく公的な支援が必要なケースがある。

インターネットの誹謗中傷について、何らかの対策ができないか。

(委員)

インターネットの誹謗中傷について、ネット上で拡散されると消すことができない。三次被害、四次被害と膨らんでいくこともあり、大きな問題である。

(事務局)

インターネットによる二次被害等の対策について、一部の都道府県で条例があり、本県においても、インターネットによる人権侵害を制限していく条例を制定できないか検討を進めている。

(事務局)

再犯防止の中で触法障害者の対応に取り組んでいる。認知症等の方が自覚がないまま万引きや子どもに声かけをして拘束された時に、福祉の専門家が拘置所に行き、医療機関や福祉機関につなげる取組もあり、そのような取組が広がるよう関係部署と調整していきたい。

(委員)

DV 被害者等へ適切な対応をするにあたり、どのような所に相談すればよいのか。

(事務局)

支援センターに連絡いただければ、適切な機関につなぐことはできる。

(委員)

被害者を受け入れた職場をサポートする観点も必要である。

(委員)

DV 被害者の生活支援や就業支援について、自治体間での連携ができておらず、転居後は途切れることが多い。DV 被害者に対しても犯罪性が強い被害者については、総合的相談窓口の相談員が職場と調整しながら支援するのが望ましいが、人員確保の問題や、そこまでアウトリーチして職場に入っていけるのかという問題もある。障害者雇用枠や就労支援センターの専門家による支援等も活用しながら、将来的には、DV 相談窓口に加え、犯罪被害者等のための総合的相談窓口で DV 被害者等にも中長期的な支援を行うことが望ましい。

(委員)

被害者の必要なニーズが時間的経過で変化する中で、支援調整会議はどのような役割を果たしていくのか。信頼できる方が1人でもいれば手厚い対応につながると思うが、信頼関係が築けるキーパーソンになるような人が現れるのか。

(事務局)

被害者支援は長期に渡るものと認識している。支援調整会議は定期的を開催し、既に支援を行った方へのフォローアップも行うなど、継続性を持たせたい。

(委員)

令和5年12月から、被害者心情等伝達制度が運用されており、被害者の思いを更生につなぐものとして注目されている。犯罪が少なくなれば被害者支援も行いやすくなり、更生、再犯防止を被害者支援と共に考えていく必要がある。

防犯の現場においても、子どもへの声かけ事案が頻繁に起こっており、防犯対策が重要になってくる。社会全体で支えていくことが必要ではないか。

(委員)

当審議会において、再犯防止も大きな検討課題となっている。再犯防止と被害者支援の根の部分と同じで、犯罪がなくなれば加害者も被害者もいなくなる。世の中から犯罪をなくしていく点は共通している。その先の対応が二手に分かれているものであり、両者を総合的に考えていく必要がある。

(委員)

本日の案のとおりパブリック・コメントを行い、審議会やパブリック・コメントで出た意見等を踏まえながら、計画策定に向けた検討を進めてほしい。

(2) 自動録音電話機等購入補助、自転車ヘルメット購入補助について

事務局から、自動録音電話機等購入補助、自転車ヘルメット購入補助の概要を説明

(委員)

自転車ヘルメット購入補助について、県内在住の方のみが対象となるのか。

(事務局)

県内在住の方のみとなる。

(委員)

特殊詐欺アポ電の被害が後を絶たず、危機的状況である。これ以上被害者を出さないように現場も頑張っているので、協力してほしい。

(委員)

施策内容等について、どこまで公表してよいかの目安とするため、ホームページ等で公開してほしい。

(事務局)

公開を進めていきたい。